

○檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金交付要綱

(平成29年4月1日訓令第8号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の担い手となる若い世代及び将来の担い手となる子どもたちの本町への定住を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、町内に定住するための住宅を取得した子育て世帯及び若年夫婦世帯に対し、檜葉町補助金等の交付等に関する規則(昭和63年檜葉町規則第4号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 住民基本台帳に記録され、生活の実態があり、10年以上住み続けることをいう。
- (2) 子育て世帯 18歳以下の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)とその親、又は妊婦がいる世帯をいう。
- (3) 若年夫婦世帯 夫又は妻のいずれかが40歳未満である法律上婚姻関係にある夫婦がいる世帯をいう。
- (4) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている住宅(居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)をいう。
- (5) 取得 分譲地等、新たな建築敷地において、自らの居住の用に供するための住宅の新築又は新築住宅の購入をいう。
- (6) 取得日 建物登記簿に記載された、次に掲げる日付をいう。
 - ア 住宅の新築の場合は、不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)第27条第1号に掲げる日付。但し、当該日付が平成24年8月10日からこの告示の施行の日の前日までとなる場合は、この告示の施行の日とする。
 - イ 新築住宅の購入の場合は、法第59条第3号に掲げる日付。但し、当該日付が平成24年8月10日からこの告示の施行の日の前日までとなる場合は、この告示の施行の日とする。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 町内に定住するための住宅を取得した子育て世帯又は若年夫婦世帯
 - (2) 町内に定住するための住宅を取得し、取得日から起算して6月以内に子育て世帯又は若年夫婦世帯に該当することとなった世帯
- 2 前項に掲げる対象世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 町内で住宅取得を行うこと。
 - (2) 分譲地等、新たな建築敷地に住宅を取得したものであり、対象世帯が居住する住宅及び平成23年3月11日に居住していた住宅の建替え等によるものでないこと。
 - (3) 取得した住宅が、関係法令に反していないこと。
 - (4) 住宅の取得日が、この告示の施行の日以降であること。
 - (5) 法第59条第4号に掲げる所有権の権利者の氏名が世帯員のいずれかであること。

- (6) 取得住宅に住所を有し、居住の実態があること。
- (7) 町税の滞納がないこと。
- (8) 世帯員のいずれもが檜葉町暴力団排除条例(平成26年檜葉町条例第9号) 第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 世帯員のいずれもが、以前にこの告示による奨励金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は100万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする世帯の代表者(以下「申請者」という。)は、奨励金の交付対象となる住宅の取得日から起算して1年以内に、子育て世帯等住宅取得奨励金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書
- (2) 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図
- (3) 取得した住宅に係る登記の全部事項証明書
- (4) 取得した住宅に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し(建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅に限る。)

(5) 納税証明書

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、その旨を子育て世帯等住宅取得奨励金交付決定及び確定通知書(様式第2号。以下「交付決定及び確定通知」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、奨励金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 奨励金の適正な執行を期するため、町長が奨励金の交付申請その他必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この奨励金は、本町への定住を目的として交付するものであるため、交付申請に当たり、取得した住宅に居住することとなった者は、死亡等やむを得ない事情による場合を除き、当該住宅に10年以上居住すること。

(請求の手續)

第8条 交付決定及び確定通知を受領した申請者が奨励金の交付の請求を行おうとするときは、請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定及び確定通知を受領した日から起算して30日を経過する日までに提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第9条 町長は、規則第16条第1項の規定により、奨励金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を子育て世帯等住宅取得奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還請求)

第10条 町長は、前条の通知を受けた申請者に対し規則第17条第1項に規定する奨励金の返還をさせる場合は、子育て世帯等住宅取得奨励金返還請求書(様式第5号)により当該奨励金の返還の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定により奨励金の返還をさせる場合において、交付申請した日から起算し第7条第2号の交付条件に反する事由が発生した日までの居住期間に応じ次の各号に掲げる額について、返還を請求するものとする。

- (1) 1年未満のとき 奨励金の全額
- (2) 1年以上2年未満のとき 奨励金の10分の9の額
- (3) 2年以上3年未満のとき 奨励金の10分の8の額
- (4) 3年以上4年未満のとき 奨励金の10分の7の額
- (5) 4年以上5年未満のとき 奨励金の10分の6の額
- (6) 5年以上6年未満のとき 奨励金の10分の5の額
- (7) 6年以上7年未満のとき 奨励金の10分の4の額
- (8) 7年以上8年未満のとき 奨励金の10分の3の額
- (9) 8年以上9年未満のとき 奨励金の10分の2の額
- (10) 9年以上10年未満のとき 奨励金の10分の1の額

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する交付の申請を行った世帯については、同日以後もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)
奨励金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)
交付決定及び確定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)
奨励金請求書
[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)
交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)
奨励金返還請求書

[別紙参照]